

当事務所では、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。
今回は、後遺障害が「鼻」に残存した場合について解説します。

● 嗅覚障害（嗅覚脱失、嗅覚減退）

嗅覚障害の診断は、①T & Tオルファクトメーター、②アリナミンPテストの2つがあります。但し、②アリナミンPテストは、嗅覚の減退の判定については必ずしも有効ではないとされたケースもあることから留意が必要です。

✓ 嗅覚障害の問題点

後遺障害等級が認定された場合、損害額の算定にあたっては逸失利益も損害として含まれることが一般です。しかしながら、嗅覚障害の場合、将来の労働能力に影響するかどうかが問題となり、ひいては逸失利益が認められるかどうか問題となることがあります。この点、相手方保険会社と交渉する必要があります。

等級	後遺障害
1 2 級	嗅覚脱失
1 4 級	嗅覚減退

● 欠損障害（欠損による嗅覚脱失、嗅覚減退）

鼻の欠損とは、鼻軟骨部の全部又は大部分の欠損をいいます。「鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの」については、9級5号として認定されます。

✓ 鼻の欠損と外貌醜状との関係

鼻の欠損は、場合によっては、外貌醜状としてとらえることもできますので、外貌醜状の後遺障害等級の認定を受けることができる場合があります。

等級	後遺障害
7 級 1 2 号	鼻軟骨部の全部または大部分を欠損した場合
9 級 1 6 号	7 級 1 2 号に該当しない欠損であっても、鼻以外の顔面の瘢痕等もあわせて考慮し、該当する場合
1 2 級 1 4 号	外貌の単なる醜状の場合

● 欠損を伴わない機能障害（鼻での呼吸が困難）

✓ 機能に著しい障害を残すものとは？

鼻呼吸困難又は嗅覚脱失をいいます。

等級	後遺障害
9 級 5 号	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの

各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！
交通事故専門サイト ▶ <http://jiko.nagasesogo.com>

